

東日本大震災に伴う建設業許可等の有効期間の再延長について

東日本大震災の被害者の権利利益の保全を図るため、特定非常災害法^{*}に基づき、建設業の許可等の有効期間(平成23年8月31日まで)を、平成24年2月29日まで再延長する措置を講じる。

^{*} 特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律(平成8年法律第85号)

	現 行	今回の措置
延長 期限	平成23年8月31日まで(政令で措置) ＜平成23年3月13日政令第19号＞	建設業の許可等(※)について 平成24年2月29日まで(政令で措置) ＜平成23年8月26日閣議決定＞

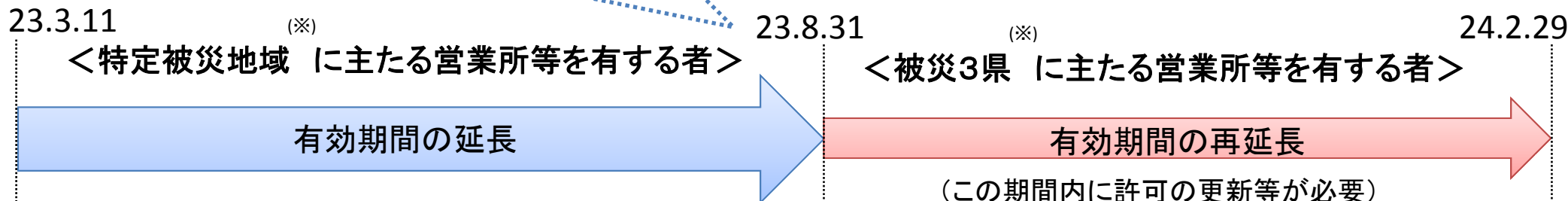
【建設業の現状】

被災3県では建設業許可等の更新を行っていない者が未だ多数存在

- ・営業所が流失等したが、元の場所に再建できない
- ・営業所の場所を移転すると、工事の受注が困難となるおそれ
- ・更新等の要件である財務関係資料の提出ができない

(※)再延長措置の対象

- ① 建設業法に基づく建設業の許可
- ② 建設業法に基づく経営事項審査
- ③ 建設リサイクル法に基づく解体工事業の登録
- ④ 浄化槽法に基づく浄化槽工事業の登録



※特定被災地域:岩手・宮城・福島・茨城各県の全域及び
青森・栃木・千葉・新潟・長野各県の一部区域

※被災3県:岩手・宮城・福島各県の全域